一般社団法人都留青年会議所 運営規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、本会議所の運営を円滑にし、その目的達成を容易ならしめるために、 一般社団法人都留青年会議所の定款に基づき組織運営などに関する原則を定める。

第2章 理事会

(理事会の構成及び任務)

- 第2条 理事会は、理事長、副理事長、専務理事、理事及び監事をもって開催し、定款第 15条第3項に基づいて、次の各事項を審議処理する。
- (1) 定款及び諸規程に関する事項
- (2) 総会及び例会に関する事項
- (3) 会員の入退会、褒賞及び除名並びに出席向上に関する事項
- (4) 公益社団法人日本青年会議所より依頼された事項
- (5) 委員会の編成及び設置改廃に関する事項
- (6) 新入会員の審査に関する事項
- (7) 役員の辞任に関する事項
- (8) 事業計画及びその実行並びに事業報告に関する事項
- (9) 委員会活動の助成及びその調整に関する事項
- (10) 現金等の出納、予算の執行監督及び決算に関する事項その他会計に関する事項
- (11) その他重要な事項

(理事会の開催)

- 第3条 定例理事会は、毎月1回以上開催するものとし、理事長は、会日の前日までに、 議題、日時及び場所を明示してこれを招集するものとする。
 - 2 理事長が必要と認めたとき、又は、理事の3分の1以上が口頭又は書面により請求したときは、理事長は、議題を明示し、臨時理事会を招集する。

(理事会の定足数及び決議要件)

- 第4条 理事会の定足数は、理事数の3分の2以上とする。
 - 2 理事会の決議は、出席理事の過半数で決する。

(議長)

- 第4条の2 理事会においては、理事長が議長として議事の進行を行う。
 - 2 理事長に事故あるときは、副理事長が互選により議長を決める。

(議事録)

- 第5条 理事会の決議は、決議の要点を記載し、主たる事務所に備えつけておかなければ ならない。
 - 2 会員は、理事会の運営に支障なき限り、何時にても前項の書類の閲覧を求めることができる。
 - 3 議事録の保管期間は10年間とする。

第3章 例会並びに出席

(例会の開催)

- 第6条 当会議所は、定款第16条第2項に基づき、原則として毎月1回以上、木曜日に 例会を開催する。
 - 2 例会の開催日の変更は、理事会において決定し、1週間前までに会員に通知しなければならない。
 - 3 例会には、国旗及びJC旗を掲げ、開会セレモニーの際に「国家並びにJCソング」を斉唱し、「JCI CREED」「JCI Mission」「綱領」及び「関東地区宣言」を唱和し、「JC宣言」を朗読する。閉会セレモニーの際には、「若い我等」を合唱することを原則とする。

(例会の設営・進行)

第7条 例会の設営・進行は、担当委員会の指示に従う。

(例会の呼称)

第8条 毎月の初めに開催する例会を当月の第1例会と称し、当月2回目に開催する例会 を第2例会と称す。以下、3回目以降もこの例による。 (出席)

- 第9条 正会員は、例会、定時総会、臨時総会及び所属委員会その他本会議所の催しに出 席しなければならない。
 - 2 例会及びその他の会合に欠席、遅刻又は早退する場合は、必ず事務局又は会合を 担当する委員会へ事前に連絡しなければならない。
 - 3 やむを得ず例会を欠席した会員は、下記の会合に出席し、その出席が理事長により確認された場合には、本会議所例会(総会は除く)の欠席を修正し、出席したものとみなす(以下「みなし出席」という。)。

記

みなし出席が認められる会議の種類

- (ア) 本会議所以外の各地青年会議所の月例会
- (イ) 国際青年会議所会員大会及び委員会
- (ウ) 公益社団法人日本青年会議所 会員大会、地区会員大会及び地区協議会
- (エ) 公益社団法人日本青年会議所 総会、理事長会議、委員会及び各部会
- 4 みなし出席が認められる期間については、欠席した当該月例会から起算し60日 以内とする。ただし、その期間が翌年にわたるときは無効とする。
- 5 みなし出席が認められる回数については、当該事業年度内おいて2回までとする。

第4章 委員会・50 周年特別組織

(委員会の設置)

第10条 本会議所は、定款第24条の規定に基づき、継続事業委員会及び総務委員会の 2委員会を設置し、正会員は全ていずれかの委員会に所属しなければならない。ただ し、理事長、50周年特別顧問、副理事長、専務理事及び50周年特別組織部会長は いずれの委員会にも所属しない。

(委員会の開催)

第11条 委員会は、毎月1回以上、当該委員長が必要と認めたときに開催する。その場合、当該委員長は、理事長又は担当副理事長に通知し、その結果は、所定の用紙に所定の事項を記入の上、担当副理事長を経て、理事長に報告する。

(分科会)

第12条 委員会活動を推進するため、委員長は、必要に応じて、委員会内に分科会を設けることができる。

(委員会の構成)

第13条 定款第25条に基づき、各委員会は委員長1名、副委員長2名以内及び委員若

干名とする。

- 2 委員長は、副理事長・専務理事がこれを指名し、副委員長は委員長がこれを指名 する。
- 3 各委員会に所属する委員は、正会員の希望を勘案し、委員長がこれを決定する。

(事務局)

第14条 総務委員会をもって、定款第26条第1項に定める事務局とする。

(委員会の任務)

第15条 委員会の任務は、次の各号のとおりとし、独自の事業計画の確立と実施の推進 母体となる。

●継続事業委員会

- (1) 第29回 風の子興譲館わんぱく相撲つる場所の開催に関する事項
- (2) 献血事業の開催に関する事項
- (3) 事業を通じた会員拡大の実施
- (4) その他上記の事項に関する全ての事項

●総務委員会

- (1) 理事登記に関する事項
- (2) 定時総会及び臨時総会の実施に関する事項
- (3) 4LOM合同例会の開催に関する事項
- (4) 理事長選挙管理委員会の設置に関する事項
- (5) 10月講師例会の開催に関する事項
- (6) 卒業式の開催に関する事項
- (7) 理事会の実施に関する事項
- (8) 新入会員に対してのオリエンテーションの実施に関する事項
- (9) 3分間スピーチの実施に関する事項
- (10) 災害対策への対応に関する事項
- (11) 他の委員会に属さない事務処理・資料の管理に関する事項
- (12) 当会議所の情報発信の継続と更新に関する全ての事項
- (13) 当会議所会館の管理や会館内の備品管理に関する事項
- (14)他の青年会議所及び他団体等への窓口対応に関する事項
- (15)1年間の活動の記録に関する事項
- (16) 賛助会員の募集・運営管理・事務処理の窓口対応に関する事項
- (17) LOMの財務管理に関する事項
- (18) 事業を通じた会員拡大の実施
- (19) LOM運営上の問題提起・改善に関する事項
- (20) その他上記の事項に関する全ての事項

(50周年特別組織)

第16条 創立50周年を迎えるにあたり、50周年特別組織を設置し、記念式典部会、 記念誌部会、ヘンダーソンビル部会及び記念事業部会の4部会を設置する。正会員 は、全ていずれかの部会に出向しなければならない。ただし、理事長及び50周年 特別顧問は、いずれの部会にも所属しない。

(部会の開催)

第17条 部会は毎月1回以上、部会長が必要と認めたときに開催する。その場合、理事長又は50周年特別顧問に通知し、その結果は所定の用紙に所定の事項を記入の上、50周年特別顧問を経て、理事長に報告する。

(部会の構成)

- 第18条 各部会とも部会長1名、副部会長2名以内及び部会員若干名とする。
 - 2 50周年特別顧問及び部会長は、理事長がこれを指名する。
 - 3 各部会に所属する部会員は、正会員の希望を勘案し、部会長がこれを決定する。

(部会の任務)

第19条 部会の任務は次項の通りとし、独自の事業計画の確立と実施の推進母体となる

●記念式典部会

- (1) 50周年記念式典開催に関する事項
- (2) 事業を通じた会員拡大の実施

●記念誌部会

- (1) 50周年記念誌発行に関する事項
- (2) 事業を通じた会員拡大の実施

●ヘンダーソンビル部会

- (1) 第6回ちびっこ海外使節団派遣に関する事項
- (2) 事業を通じた会員拡大の実施

●記念事業部会

- (1) 50周年記念事業開催に関する事項
- (2) 事業を通じた会員拡大の実施

附則

本規定は2017年1月1日より施行する。